

○都市計画税の用途

都市計画税は、都市計画事業（都市計画道路の整備、下水道整備、公園整備など）及び土地区画整理事業等の経費に充てるために課税される目的税です。

刈谷市の当初予算における、都市計画税及び都市計画事業費への充当状況については、下記のとおりです。

【年 度】

令和4年度 当初予算

【歳 入】

都市計画税 3,001,358 千円

【歳 出】

都市計画事業に要する経費 3,435,551 千円

(単位：千円)

区 分	全体事業費	都市計画税 充当額
街 路	503,800	303,120
公 園	729,642	547,395
下 水 道	1,714,534	1,674,619
そ の 他	286,389	279,722
市街地開発事業	144,000	140,647
都市計画事業 計	3,378,365	2,945,503
土地区画整理事業	0	0
地方債償還額	57,186	55,855
合 計	3,435,551	3,001,358